

# 池田町特定不妊治療助成事業について

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）について、「岐阜県特定不妊治療費助成事業補助金」の対象となった方への追加助成をします。

- **対象経費** 「岐阜県特定不妊治療費助成事業費補助金」の対象となる特定不妊治療
- **助成金額** 対象経費の自己負担額※のうち、岐阜県の助成金額を除いた額  
※自己負担額の1月の上限は高額療養費限度額
- **対象者** 次のすべてに該当する方
  - ① 夫妻のいずれか一方または両方が町内に住所を有する者
  - ② 「岐阜県特定不妊治療費助成事業補助金」の交付決定を受けた者
  - ③ 特定不妊治療を令和6年4月1日以降に終了した者ただし、他の市町村から特定不妊治療に係る助成を受けた者又は受ける予定の者は対象者から除きます。
- **申請方法** 「岐阜県特定不妊治療費助成事業補助金」の交付決定日から1年以内に次の書類を用意して保健センターに申請してください。

- 池田町特定不妊治療費助成事業申請書兼請求書※
- 岐阜県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し  
または 池田町特定不妊治療費助成事業受診等証明書※
- 特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収書（写しでも可）
- 「岐阜県特定不妊治療費助成事業補助金」の承認決定通知書の写し

※の様式は保健センター窓口でお渡ししか、町ホームページからダウンロードできます。

申請後に内容を審査し、助成の可否及び金額を決定します。



<申請・問い合わせ先>

池田町保健センター（池田町本郷1628-2）

TEL0585-45-3191

<https://www.town.gifuikedata.lg.jp/0000000823.html>